

2020年4月17日  
日本原子力発電株式会社

## 電気事業法第106条第3項に基づく報告について

当社は、本年4月6日に経済産業大臣より発出された「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について」※に基づき、関西電力株式会社に対する報告徴収命令に対する回答における内容に類似する事案の有無並びにコンプライアンスの遵守を徹底するための取組状況及び今後の計画を取りまとめ、本日、経済産業大臣に報告しました。

当社としては、今般報告した計画に基づき、引き続き、コンプライアンスの遵守の徹底に努めてまいります。

※経済産業大臣からの要請（概要）

経済産業大臣は、電力各社に対し、以下を確認し報告することを求めています。

1. 役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等に類似する事案の有無
2. 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

○添付資料：電気事業法第106条第3項に基づく報告について

以 上

令和2年4月17日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

日本原子力発電株式会社  
取締役社長 村松 衛

電気事業法第106条第3項に基づく報告について

電気事業法第106条第3項に基づき、貴信 20200406 資第 10 号(令和2年4月6日付)にて報告を求められておりました事項につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

(1)「回答」における内容に類似する事案の有無

以下の事案につきまして、社内関係者(役員、地域対応部門責任者、契約部門責任者等)に対するヒアリング又はアンケートにより確認した結果、いずれの事案もなかったことを確認いたしました。

- ①役職員における金品受領
- ②不適切な工事発注・契約
- ③過去にカットした役員報酬に対する補填
- ④その他「回答」における内容に類似する不適切な事案

(2)本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

①本件事案発覚後に行った取組み

- ・取引先から金品等を受け取らないことや中元・歳暮を受け取らないこと等を明確に定めた「金品の授受に係る行動指針」を制定し、当社ホームページで公表いたしました。
- ・コンプライアンス遵守に関するトップの意思を示すため、社長から全従業員に対してコンプライアンス遵守徹底のメッセージを発信したほか、役員及び室部所長が出席する会議において社長からコンプライアンスの徹底について訓示を行いました。
- ・コンプライアンス遵守に関する意識を高めるため、全従業員がコンプライアンス遵守に関するeラーニングを受講いたしました。

②コンプライアンスの遵守等に係る今後の計画

- ・当社のコンプライアンス遵守の取組み状況を社外の目で確認いただくため、社外専門

家から指導・助言を受ける体制の整備を検討してまいります。

- コンプライアンス遵守に係る社内体制を強化するため、コンプライアンス担当(執行役員クラス)等の新設を検討してまいります。
- 内部通報制度の実効性を高めるため、社内の通報窓口に加え、社外に通報窓口を設置いたします。
- コンプライアンス遵守に関する最新の動向等を踏まえた業務運営を行うため、コンプライアンスの専門家を講師に招き役員及び幹部社員に対する研修会を実施いたします。
- 更なるコンプライアンスの遵守を図るため、金品の授受以外にも行動指針の対象を拡大し、行動指針の更なる充実を行います。
- 全従業員に対するコンプライアンス遵守に関するeラーニングを毎年継続して実施いたします。

以 上